

令和４・５年度行政監査の結果に基づき講じた措置

監査意見	講じた措置
総括意見 様々な分野で民間企業等のノウハウを活用しながら相互に連携・協力することは、県の通常業務とは一線を画した政策や事業を行いながらも、人的な負担や経済的コストを軽減することができ、県の施策の効率的・経済的・効果的な推進に役立つことから、連携協定締結のメリットは大きい。協定の相手方にとっても県政の推進や地域課題の解決への協力等社会貢献による企業イメージの向上等のメリットがあるものと考えられる。 今回の監査を行うにあたり把握した連携協定は県全体で520協定（令和３年度時点）、そのうち企業等の民間企業とのものが415協定であった。県政全体で幅広く連携・協力しながら施策を推進していることが明らかとなった。 連携協定は、協定を締結するに当たっての背景や必要性に定められた目的により協定の相手方が選定されていると認められる。 連携協定の実施状況を見ると、県が主導して事業を進め、協定の目的を一定程度達成したものや、連携項目の一部について目的を達成したとして終了したものもある。一方で、実施されていない連携項目や継続しては実施できていない連携項目も見られた。 については、連携協定を締結している県と民間企業等が、双方にメリットを感じながら協定の目的を達成できるよう連携・協力を図り、県民の豊かな生活、地域活性化、安全・安心な暮らしの維持、地域課題の解決等に一層取り組まれない。 また、協定に係る事業を実施した結果、顕著な成果等が見られた場合は、その実績を表彰や広報する等、県民への周知に積極的に取り組まれない。 一方で、協定の目的が一定程度達成された場合は、協定実施の主体を県から協定事業の受益者である県内団体等へ移していくことも検討されたい。 また、協定の目的が達成されたり、変更された場合は、相手方と十分に協議し、それぞれの関与の在り方等について検討され、協定書の修正等も含めて見直しを図られたい。 さらに、協定を所管する機関が、定められた連携項目を実施できるよう、事業を実施する機関に働きかける仕組みを検討されたい。	【行財政改革推進課】 連携協定においては、協定所管課と協定締結の相手方が継続的な連携体制を構築し、具体的な連携項目については担当課が直接協定締結の相手方と連携しながら取組を進めている。 相手方とはお互いの持つノウハウを活用しながら双方にとって有益な形で連携を図っており、幅広い分野において数多くの実績や成果がみられている。好事例は県ホームページ等を用いて紹介している。 連携事項においては、相手方との調整結果等個々の事情により実施に至らなかったもの、継続して実施できていないものがある一方で、協定項目に捉われず、その時々ニーズに応じて新たな連携に結び付いたものもあり、協定の目的達成に向けて柔軟に対応している。 令和５年度、新たに庁内へ包括連携企業との連携のアイディアを募集し、併せて庁内掲示板を活用して連携を働きかけるなど、庁内と企業を繋ぐ取組を強化したところ。また、相手方との打合せの場を設け、順次情報共有や意見交換を進めている。 協働連携による地域課題の解決に向け、各協定所管課において、協定の目的達成のために相手方との連携・協力を深めるとともに、取組実績や成果などについては県ホームページ等により広く県民に周知するよう通知した。 官民連携の取組を効果的に進めるため、協定締結後も各協定所管課において相手方との協議や意見交換を十分に行い、連携の形や連携内容の更新・拡充等に柔軟に対応するよう通知した。 なお、包括連携協定は協定締結時に想定した連携項目に捉われず、その時々ニーズに応じて柔軟に幅広く連携を深めていく性質のものであるため、協定書を随時修正することは想定していないが、今後も相手方との対話を通じてその時々課題やニーズに応じた連携を進めていく。 また、連携・協力を深め、様々な連携項目を実施できるよう各協定所管課において関係機関への働きかけを実施するよう通知した。
（監査意見１） 【包括連携協定】 （１） 連携協定の実績・成果等の状況 監査対象協定11協定中9協定が相手方からの提案により締結したものであり、民間企業等については、その有する幅広いネットワークやノウハウなどを評価して協定を締結し、県政全	【人口減少社会対策課】 担当者及び所属が協定に対して認識不足であった。 課内において、協定の趣旨や内容を十分に認識し、相手方企業等と適切に連携することで、実績・成果を出すように努めるよう周知徹底を図った。

令和４・５年度行政監査の結果に基づき講じた措置

監査意見	講じた措置
般に渡って多くの取組が行われている。 それぞれの企業の専門的分野やノウハウを有する分野の連携・協力事項は、相手方企業の積極的協力を得ながら、その所管する各機関により実施されているが、連携・協力事項の中には実施されていないものや、過去には実施されたが継続しては行われていないものもある。また、協定で定めた連携項目を実施する県機関の一部においては、協定に対して十分に認識されていないところもあった。 大学との協定では県出身学生が多数であること、地域活性化に資すること等により協定を締結している。県内の大学等との協定では、鳥取県での就職の促進や人材育成、地域貢献等が取り組まれており成果が見られている。県外大学との協定についても就職支援事業を毎年実施し、県出身学生への県内就職情報の提供を積極的に行い、Ｕターン就職の促進に積極的に取り組まれている。しかし、包括連携協定の連携項目である地域活性化に関する項目については、近年あまり実施されていない。 ついては、協定で定めた目的の実現に向け、未実施の連携・協力事項を所管する県の各機関は、協定の趣旨や内容を十分に認識し、相手方企業等と適切に連携され、実績・成果を出すように努められたい。併せて、協定全体を所管する機関は、各連携・協力項目を所管する機関が協定についての認識を深めるように努めるとともに緊密な連携を図り協定の実施に努められたい。	【行財政改革推進課】 連携・協力事項については、毎年実施されているものや新たな取組が進んでいるものがある一方で、一部については実施されていないものや、過去には実施されていたが継続しては行われていないものもある。相手方との調整結果や状況の変化等、年月の経過に伴い各所管課における協定についての認識が薄れていることが考えられる。 包括連携企業との連携を促進すること、新たな連携の可能性を探ることを目的に、令和５年度に包括連携協定企業との連携のアイデア募集を全庁に対して行った。併せて庁内掲示板を活用して連携を呼びかけるなど、協定の周知に向けた働きかけも行った。 今後も、全庁に向けた連携の呼びかけや提案募集を定期的に実施していく。 【西部観光商工課】 平成21年開始のSEA TO SUMMITの実施以来、（株）モンベルと連携して事業実施しており、平成29年に同社からの提案により包括連携協定を締結した。 協定の項目は、相手方の統一様式(令和６年４月22現在、全国150か所と協定締結)であり、本県で実施が見込めない項目も含まれており、その旨は協定締結時の協議で相手方も了承済みである。15年にわたりSEA TO SUMMITを開催し、強固な連携体制を築いているところ。 令和５年度行財政改革推進課の包括連携協定企業との連携・協力依頼の希望項目照会・連携希望３件について相手企業との仲介を行った(令和６年度中に新規事業として２件実施)。 行財政改革課の取組において協定内容及び実施内容につき周知や活用促進を図っていく。
(監査意見２) また、連携協定に係る実績等の県民への情報発信では、多くの協定で協定締結時に知事が出席した調印式を開催し、報道機関への資料提供やホームページへの掲載等の方法で広報を行っている。調印式を行っていないものでも報道機関への資料提供や記念講演会等が行われている。 一方、協定締結後は、協定に基づく個々の事業開催時に報道機関への資料提供やホームページでの広報等が行われているが、協定全体についての情報発信は十分ではない。 ついては、協定を締結している相手方にとって、県の施策や地域振興に協力することで企業等のイメージを向上させることが、協定締結のメリットであることを考えると、協定を締結していることの情報発信は必要なことであり、適切に県民への情報発信に努められたい。	【人口減少社会対策課】 担当者及び所属が協定に対して認識不足であった。 県ホームページで、協定締結先の大学名等の協定概要、大学ホームページへのリンク等を掲載し、協定を締結していることを、広く県民等へ情報発信していく。 【行財政改革推進課】 包括連携企業との連携実績については、県ホームページや協働連携ガイドラインで一部好事例を公表している。 庁内の各課や協定の相手方と連携し好事例を取りまとめて当課ホームページ等に掲載をして情報発信に努めた。 【総合教育推進課】 協定締結時に報道機関へ資料提供を行い、協定書

令和4・5年度行政監査の結果に基づき講じた措置

監査意見	講じた措置
	を県ホームページに掲載している。また、協定締結後は、担当課ごとに連携協力事項を進めるとともに、毎年「鳥取県と鳥取看護大学・鳥取短期大学との連携協議会」を開催し、意見交換を行っている。 鳥取看護大学・鳥取短期大学との連携協議会の開催状況を県ホームページに掲載している。 【西部観光商工課】 当課所管事業のSEA TO SUMMITに係る報道機関への資料提供等において、協定についても併せて情報発信している。 更に、県ホームページにおいて協定紹介ページを作成するなど情報発信に努める。
(監査意見3) (2) 連携協定の実効性の確保の取組 それぞれの企業等が行っている業務に関連した分野（生命保険会社であれば健康増進、食品流通系企業であれば地産地消、県産品の販路拡大等）をはじめ、環境保全、くらしの安心・安全、中山間支援、就職支援、地域活性化等県の施策全体に渡っての連携項目があり、その分野ごとに関係する県の機関がそれぞれに連携・協力している。監査対象協定11協定中10協定で連携・協力の実績（実績のない1協定は新型コロナウイルス感染症のため事業を中止）があり、相手方が積極的に取り組み、実績・成果を残しているものが多くあった。しかし、それらの協定の中でも、連携項目が定められているが、実際には実績や取組がない連携項目も散見されている。 実効性を確保するための意見交換や情報交換については、民間企業との包括連携協定では、各連携項目を担当する機関により必要が生じた際に開催されている状況で、全体の窓口である機関も必要が生じたときに行うとしていることから、協定全体に係るニーズ把握は十分ではないと考えられる。 一方、大学等については、定期的な訪問や定期的に行われる連絡協議会で行われている。 連携協定の目的達成のための働きかけでは、企業との連携協定については、実績のある連携項目の所管機関は働きかけが行われているが、実績のないものや継続されていないものについては働きかけが十分ではない。 さらに包括連携協定の窓口所管課も各連携項目の担当機関からのアクションに対応しているのみで主体的な動きはない。 県外大学については、就職支援事業以外の働きかけが少ない。 関係機関との情報共有の状況では、協定の連携事項に関係する外部の関係機関（企業・団体	【人口減少社会対策課】 担当者及び所属が協定に対して認識不足であった。 従前どおり、ふるさと鳥取県定住機構との連携により、協定の相手先との意見交換を通じ、相手方のニーズを把握するとともに、県庁内に情報共有し、連携項目に関する取組の働きかけを行っていく。 【行財政改革推進課】 当課においては、適宜協定の相手方や関係所属との意見交換や情報交換を行っている。 また、既に企業と各所属の間で連携体制が構築されている場合は、適宜各所属が連携や意見交換を実施している。 令和5年度に包括連携協定企業との連携のアイデア募集を全庁に対して行い、連携の希望があった事項を相手方に伝達し検討を依頼した。また、直接訪問等も行い、協定に関する情報共有や、ニーズの聞取などの意見交換を行った。 引き続き、協定の相手方との情報共有を図り、連携の呼びかけやきっかけづくりを行う。 【西部観光商工課】 平成21年開始のSEA TO SUMMITの実施以来、(株)モンベルと連携して事業実施しており、平成29年に同社からの提案により包括連携協定を締結した。 協定の項目は、相手方の統一様式(令和6年4月22日現在、全国150か所と協定締結)であり、本県で実施が見込めない項目も含まれており、その旨は協定締結時の協議で相手方も了承済みである。15年にわたりSEA TO SUMMITを開催し、強固な連携体制を築いているところ。 令和5年度行財政改革推進課の包括連携協定企業との連携・協力依頼の希望項目照会に合わせ、改めて協定内容を説明・確認し、今後年1回程度情報共有する旨を確認した。

令和4・5年度行政監査の結果に基づき講じた措置

監査意見	講じた措置
等)へは必要な情報共有は行われているが、県庁内の関係課との情報共有が幅広く行われているとは言えないため、既存の連携事業や新しい連携への発展が期待できない状況である。 については、協定の相手方とは十分に意見交換を行うことでニーズを把握し、協定の目的を達成するため必要な対応や働きかけを継続されたい。特に実績のない連携項目に対しては、包括連携協定窓口の機関が主体的に情報共有を図り、働きかけが行われるよう取り組まされたい。	
(監査意見4) (3) 連携協定締結による民間企業等との連携・協力についての課題の把握と対応状況 県外大学との連携協定では、県はUターン就職関係以外の課題を挙げていないが、相手方は就職支援以外の連携事業について、新型コロナウイルス感染症の影響もありできていないことを課題としており、県としての課題認識がされておらず、今後の見直しや方針検討も行われていない。 企業との協定では、実績に対する課題がないものが多数であるが、実績のない項目があることから課題把握が不十分であると考えられる。相手方の評価や課題も把握されていないことは、連携窓口である機関がその役割を十分に果たしておらず、今後の見直しや方針検討も行われていないため、協定事業の発展が期待できない。 については、連携協定を所管する担当機関は、その協定の実施状況について課題の認識に努めるとともに、相手方の評価や課題認識を把握し、適切な対応を取られたい。特に包括連携協定の窓口である機関は、個々の連携項目の実施状況を把握し、必要な連携や情報共有を図られるとともに、実績のない連携項目については、協定内容の見直しなどについて検討されたい。	【人口減少社会対策課】 担当者及び所属が協定に対して認識不足であった。 従前どおり、ふるさと鳥取県定住機構との連携により、課題を認識・共有するとともに、協定の相手先との意見交換を通じ、相手方の評価や課題認識を把握し、適切に対応していく。 包括連携協定の相手先については、県庁内に情報共有するとともに、実施状況を把握し、取組の働きかけを行っている。 【行財政改革推進課】 包括連携協定に基づく連携の実施状況については、年に2回全庁照会を実施し、情報収集を行っている。 また、協議や面談の場において相手方からの評価や課題意識について共有される場合もあるが、すべての相手方から課題提示が行われる状況ではない。 全庁照会により連携のアイディアを募集することで、各所管課が抱える課題の把握に繋がった。 また、相手方とも順次意見交換を実施し、課題把握に繋げており引き続き連携のアイディア募集と相手方との意見交換を実施することで課題把握や連携の取組を進めていく。 なお、包括連携協定は、締結時に想定した連携項目・内容の全ての実現を目指すものではなく、その時々の課題やニーズに応じて柔軟に幅広く相手方との連携を行うために締結しているものであり、実績がないこと等をもって協定を一律に見直すのではなく、今後も相手方との対話を通じてその時々の課題やニーズに応じた連携を進めていく。 【西部観光商工課】 平成21年開始のSEA TO SUMMITの実施以来、(株)モンベルと連携して事業実施しており、平成29年に同社からの提案により包括連携協定を締結した。 協定の項目は、相手方の統一様式(令和6年4月22日現在、全国150か所と協定締結)であり、本県で実施が見込めない項目も含まれており、その旨は協定締結時の協議で相手方も了承済みである。15年にわたりSEA TO SUMMITを開催し、強固な連携体制を

令和４・５年度行政監査の結果に基づき講じた措置

監査意見	講じた措置
	築いているところ。 令和５年度行財政改革推進課の包括連携協定企業との連携・協力依頼の希望項目照会に合わせ、改めて協定内容を説明・確認し、今後年１回程度情報共有する旨を確認した。
(監査意見５) (４) その他(株式会社モンベルとの連携と協力に関する包括協定について) 令和５年度は、連携事業であるSEA TO SUMMITが４年ぶりに開催され、149名の方(うち県内参加者39名)が参加された。併せて、地ビールフェスタも開催され、地元住民を含む3,000名の方が会場を訪れている。 ついては、この大会の全国的な知名度をさらに高め、より多くの方々に来県いただくように働きかけていくとともに、県内からの参加者も増えていくよう工夫されたい。 また、株式会社モンベルが海外展開している韓国や香港などで、大会をPRし、鳥取県への国際観光誘客に繋げていくことも検討されたい。	【西部観光商工課】 インバウンド需要の回復を見込み、アウトドアツーリズムをキーワードとした海外からの西部圏域へのインバウンド需要を掘り起こすため、(株)モンベルのホームページ等で鳥取県の魅力を国内外へ発信するとともに、韓国、中国、シンガポールなど11か国のバイヤーへ開催情報提供し大会の広報を行っている。また、2025大会より参加費への学生割引の導入や競技用品のレンタル数の増加など参加しやすい大会づくりとともにSNSを活用した幅広い広報に取り組んでいる。
(監査意見６) 【災害対応協定】 (１) 連携協定の実績・成果等の状況 災害対応協定は、県内で大規模な災害が発生した場合に被災者への支援物資・サービスの確保、供給、物資の集配、輸送等や、被災者の帰宅支援等多様なニーズに対し、それを供給・提供できる相手方や、電気、通信、交通等重要インフラを有する事業者がインフラの維持や円滑な復旧で県民の生命や生活を支えることを支援するため、保有する施設・店舗の条件を踏まえ、重要なインフラを運営する企業、物流事業者の団体、災害時に必要な物資・サービスの提供が可能である企業・団体が選定されている。 阪神・淡路大震災のあった毎年１月には、危機管理政策課が所管する連携協定に基づき応援要請訓練(情報伝達訓練)が実施され、多くの協定相手方の参加を得ている。 また、過去の大雪、大雨、台風、鳥取県西部地震、鳥取県中部地震等本県を襲った大規模な災害の際には協定に基づき情報共有や復旧作業、物資・サービスの提供等が行われ、実績を残している。 一方、連絡が取れないため応援要請訓練に参加いただけない一部の団体があったり、連携項目の窓口である一部機関の訓練不参加の状況もある。また、企業等の窓口となる事務局が１名であるなど、災害時の連絡や事務処理などで心配される体制の団体もある。	【危機管理政策課】 毎年度、多くの企業や関係機関の参加を得て応援要請訓練を実施しているが、業務都合等により止むを得ず不参加となる団体も少数ながらある状況である。 しかし、鳥取県トラック協会、鳥取県倉庫協会等との共催で広域物資オペレーション訓練を実施するなど、災害時即応体制の確保を図っている。 また、令和７年１月の災害時応援協定締結事業者等への応援要請訓練において、必要に応じて個別に参加依頼を行った結果、前回より多くの団体の参加が得られた。併せて、窓口担当者を複数指定していただく等、協定相手方の人員・対応体制の確認を行った。 また、災害時における支援物資の輸送・供給訓練の実施など、引き続き協定相手方等と連携して即応体制強化の取組を進める。 【くらしの安心推進課】 毎年１月に実施している応援要請訓練では、協定先の連絡担当窓口(所属、人員、連絡先)や提供可能な物資の数量等を確認しており、訓練には全ての協定先に参加いただいている。 令和６年１月に行った応援要請訓練における協定先の連絡担当窓口の確認時から、連絡窓口となる人員は複数人を選任するよう依頼している。また、窓口となる事務局の職員が１名である団体においては、連絡窓口となる人員を複数人選任するとともに、当該団体が協力を要請する施設をあらかじめ設

令和４・５年度行政監査の結果に基づき講じた措置

監査意見	講じた措置
実施されている訓練は、ほとんどが情報伝達訓練で、物資の輸送・供給や、復旧、被災者への支援等の具体的な行動に係る訓練は行われておらず、実際に災害が発生したときの即応の確保に対する備えをする必要を感じる。 については、現在実施されている応援要請訓練にできる限り多くの企業等や関係機関の参加を得て、災害に対する迅速な情報共有体制を維持されたい。また、協定の相手方の災害時に対応する人員や事務処理等の体制の確認を行い、災害対応に想定通りの活動が行われるよう配慮されたい。 また、県民の生命・生活の安全を守るために、物資の供給、輸送手段の確保等必要なインフラの維持・復旧に対する訓練等の実施も検討され、協定のさらなる活用に取り組まれない。	定するなど、災害時の対応が支障なく行える体制を整えている。 【警察本部警務部会計課】 例年、県が実施している応援要請訓練に併せ、警察も同様の訓練を実施している。これまでは、災害時に最も要請の可能性が高い燃料供給の協定先である鳥取県石油商業組合の参加を得ており、実際に警察職員が給油所で給油を行うなどの実地訓練を行っている。本協定は、災害時の警察活動を行うに当たり必要となる車両、施設等の燃料、災害救助活動に必要な物資及び生活物資を円滑かつ安定的に確保することを目的としており、特に日用品及び食料品については県民への供給が優先されるものである。 また、災害発生時に備え、一定程度の食料品を備蓄していることから、これまで、訓練への参加は、最も要請の可能性が高い燃料供給の協定締結先とし、その他の締結先については、書面による協力依頼のみとしているもの。 令和５年８月、鳥取県石油商業組合を含む全ての協定締結先について連絡窓口の再確認を行ったほか、令和６年１月に発生した能登半島地震を受けて、的確な災害対処が行えるよう、令和６年２月及び令和７年４月に協定締結先に対し、災害時の物資調達への協力について改めて書面による依頼を行い、今後も引き続き年１回書面で本協定への協力依頼を行うこととする。 また、令和７年１月に実施した応援要請訓練には日用品、食料品の協定締結先である株式会社ナンバに参加を求め、これまで以上に危機管理に万全を期することができた。
(監査意見７) (２) 連携協定の実効性の確保の取組 危機管理政策課が所管する協定で定めた連携・協力事項は、災害発生時の協力に関することであり、施設の提供、情報共有、復旧の支援、人材提供、支援物資の物流確保等がある。くらしの安心推進課と警察本部がそれぞれに民間事業者と締結している協定の連携項目は、災害発生時に被災者等や警察関係者が使用する物資やサービスの提供についてであった。また、県土整備局（事務所）が締結している協定は、災害時の応急対策であった。 災害対応協定では、毎年１月に危機管理部が実施する協定に基づく応援要請訓練（情報伝達訓練）が実施されており、一部を除いて参加を得ている。また、実際の災害等が発生した際には復旧作業や情報共有で連携・協力を行っている。 実効性確保の取組としては、毎年１月に実施している応援要請訓練に多くの協定締結機関が	【危機管理政策課】 協定相手方等との応援要請訓練を毎年度実施するほか、「とっとり防災フェスタ」の共同開催、物流事業者との物資輸送訓練等を実施している。令和６年度災害時応援協定締結事業者等への応援要請訓練時には、協定締結団体の一部に対し、個別の参加依頼を行った。 県ホームページに災害時応援協定に関する情報を掲載する等により周知を図るとともに、毎年度実施する応援要請訓練や「とっとり防災フェスタ」等について、引き続き可能な限り多くの団体の参加が得られるよう働きかける。 また、引き続き応援要請訓練に県関係機関も参加し、相互の連携体制の確認等を行う。 【くらしの安心推進課】 毎年１月に行っている応援要請訓練では、全ての協定先に参加いただいている。 引き続き、全ての協定先に参加いただくよう働き

令和４・５年度行政監査の結果に基づき講じた措置

監査意見	講じた措置
参加し、情報伝達訓練を行うとともに、担当者の連絡先の相互確認等を行っている。また、一般社団法人鳥取県トラック協会・鳥取県倉庫協会は、令和４年度に鳥取県広域物資オペレーション訓練に参加している。 また、危機管理政策課は、「鳥取県震災対策アクションプラン」を策定しており、西日本旅客鉄道株式会社とは「災害時24時間ホットライン」を設置している。 連携協定の相手方のニーズ把握は特に行われていない。ただし、相手方から費用負担等での協議要望があり、県として対応している。 連携協定の目的達成のための主な働きかけの状況は、毎年１月の応援要請訓練参加への要請や情報共有等であり、中国電力株式会社とは相手方が実施する研修への参加も行われている。 くらしの安心推進課では、生活関連物資の調達に係る災害時対応マニュアル及び宿泊施設等の確保に係るマニュアルを作成している。宿泊施設等の確保に係る訓練では、宿泊場所として提供可能な施設の情報をとりまとめているが、次回以降の訓練では提供可能な期間等の情報も含めるよう検討したいとのことであった。警察本部では、鳥取県石油商業組合との訓練が行われており、他の分野については、実際の訓練を実施するまでには至っていないが、連携協定締結先企業に積極的に連絡を取る等、連携協定の实效性の確保に努めていくこととしている。 協定に係る関係機関との情報共有は、毎年１月の応援要請訓練では、県庁内だけでなく指定（地方）公共機関、報道機関、自衛隊等関係する機関と連携して行っている。また、災害が多発する時期の前に関係機関を集めての会議を開いたり、インフラ復旧について防災危機管理課と県土整備部間で連携があるが、その他の情報共有は特に行われていない。令和２年の大雪では情報共有ができておらず対応に遅れが出たり、令和４年度の鳥インフルエンザへの対応でも所管課と総合事務所間での情報共有がなく、物資調達で支障が発生している。 また、災害時の物資調達については、危機管理政策課、くらしの安心推進課、警察本部会計課だけでなく、包括連携協定で商工政策課や行財政改革推進課でも連携項目としており、同一企業等に複数の県機関が協定を締結している。実際の災害時の対応の際に混乱等を招くことを防ぐために県の各機関の連絡調整が必要と考えられる。 については、毎年行われている応援要請訓練をはじめとして必要とされる訓練への参加を引き続き働きかけられたい。 さらに、災害対応協定や必要とされる情報の	かけるとともに、応援要請訓練等を通じて、県関係機関の連携を深めていく。 【警察本部警務部会計課】 例年、県が実施している応援要請訓練に併せ、警察も同様の訓練を実施している。これまでは、災害時に最も要請の可能性が高い燃料供給の協定先である鳥取県石油商業組合の参加を得ており、実際に警察職員が給油所で給油を行うなどの実地訓練を行っている。本協定は、災害時の警察活動を行うに当たり必要となる車両、施設等の燃料、災害救助活動に必要な物資及び生活物資を円滑かつ安定的に確保することを目的としており、特に日用品及び食料品については県民への供給が優先されるものである。 また、災害発生時に備え、一定程度の食料品を備蓄していることから、これまで、訓練への参加は、最も要請の可能性が高い燃料供給の協定締結先とし、その他の締結先については、書面による協力依頼のみとしているもの。 なお、本訓練については、協定締結先が災害発生時のシミュレーションができるよう、県各機関と連携し、同日に実施している。 令和５年８月、鳥取県石油商業組合を含む全ての協定締結先について連絡窓口の再確認を行ったほか、令和６年１月に発生した能登半島地震を受けて、的確な災害対処が行えるよう、令和６年２月及び令和７年４月に協定締結先に対し、災害時の物資調達への協力について改めて書面による依頼を行い、今後も引き続き年１回書面で本協定への協力依頼を行うこととする。 また、令和７年１月に実施した応援要請訓練には日用品、食料品の協定締結先である株式会社ナンバに参加を求め、これまで以上に危機管理に万全を期することができた。

令和４・５年度行政監査の結果に基づき講じた措置

監査意見	講じた措置
共有等、県の各機関での連携を深めるよう努められたい。	
(監査意見８) (３) 連携協定締結による民間企業等との連携・協力についての課題の把握と対応状況 中国電力株式会社との連携協定に係る課題として令和２年の大雪による道路への倒木に対する対応が、協定に対する認識不足で遅れたことを課題として、道路管理者と架線事業者との意見交換会で情報共有や連携を確認している。 その他の協定については、情報伝達訓練で特段問題が発生していないため課題はないとしている。しかし、実際の災害時のオペレーションに対する訓練は行われていないことから、課題認識がされていないと考えられる。 いずれの協定についても見直しや方針検討はないとしているが、課題認識が不足していることや、令和６年度からの労働基準法改正による影響や運送業や建設業での労働力の高齢化の問題、さらには災害対応では業務が過重となることから労働災害を防止するための労働安全衛生等への対応が必要と考えられる。 については、協定の相手方と十分に連携し、災害時に起こりうる様々な課題を認識し対応していかなければならない。いわゆる2024年問題や高齢化等の課題に対しても持続可能な体制が維持できるよう方針検討等に取り組まれない。 加えて、大規模な災害時には緊急で長時間の対応が求められることが想定されるが、その際に職員や労働者の安全衛生に一層努められるよう配慮されたい。	【危機管理政策課】 応援要請訓練や「とっとり防災フェスタ」、物資輸送訓練の実施等を通じて、協定相手方との連携を図っている。 また、電気、通信、交通等の重要インフラ事業者とは、定期・不定期の連絡会議等において情報共有や災害時対応の確認等を行っている。 災害対策基本法に規定される事業者の責務としての災害時の協力について理解が得られるよう、応援要請訓練の実施に併せて協定相手方へのアンケート調査を行い、協定運用上の課題を把握した。頂いた意見については、翌年度の訓練で反映させる等の対応を引き続き行っていく。 また、協定に基づく対応が長期化する場合の従事者等の安全衛生への配慮について、必要に応じて注意喚起等を行う。 【くらしの安心推進課】 毎年１月に実施している応援要請訓練では、全ての協定先に参加いただき、訓練の際、協定先からも意見を頂くようにするなど、課題等の把握をしている。 引き続き、協定先との連携のもと、実際の災害も想定しながら課題等の把握をし、必要な対応を行っていく。 【米子県土整備局】 災害時においては、協定のとおり建設業協会へ協力要請の上で対応しており、この手順は情報伝達訓練において実施しているとおりである。協力会社決定後、速やかに現場着手し、道路、河川等の管理施設の機能確保等の応急復旧作業を行っている。 なお、復旧対応に伴う配慮事項（2024年問題、高齢化及び安全衛生の対応）について、以下のとおり実施中である。 労働人口の減少と高齢化、また労働時間の制約（2024年問題）を受ける中、災害対応を担う建設業において、その役割を果たすうえで、更なる生産性を上げることが重要課題となっている。 これら課題の解決に向け、令和10年までの５年間で取り組む施策とそのロードマップをまとめた「とっとり建設DXマスタープラン（令和６年３月）」を策定しており、UAV測量やICT工事の活用等により、省力化を進めていく。 また、測量設計や工事の時期の平準化や週休二日制の取組を促進するなど、持続可能な建設業の体制維持に向けて、実効性の高い施策を行っていく。 このような施策により、災害時に円滑に稼働できる体制づくりを行うとともに、危険な作業を回避で

令和４・５年度行政監査の結果に基づき講じた措置

監査意見	講じた措置
	きる新技術の導入を進めながら、安全衛生の確保を図っていく。 【警察本部警務部会計課】 例年、県が実施している応援要請訓練に併せ、警察も同様の訓練を実施している。これまでは、災害時に最も要請の可能性が高い燃料供給の協定先である鳥取県石油商業組合の参加を得ており、実際に警察署職員が給油所で給油を行うなどの実地訓練を行っている。本協定は、災害時の警察活動を行うに当たり必要となる車両、施設等の燃料、災害救助活動に必要な物資及び生活物資を円滑かつ安定的に確保することを目的としており、特に日用品及び食料品については県民への供給が優先されるものである。 また、災害発生時に備え、一定程度の食料品を備蓄していることから、これまで、訓練への参加は、最も要請の可能性が高い燃料供給の協定締結先とし、その他の締結先については、書面による協力依頼のみとしているもの。 令和５年８月、鳥取県石油商業組合を含む全ての協定締結先について連絡窓口の再確認を行ったほか、令和６年１月に発生した能登半島地震を受けて、的確な災害対処が行えるよう、令和６年２月及び令和７年４月に協定締結先に対し、災害時の物資調達への協力について改めて書面による依頼を行い、今後も引き続き年１回書面で本協定への協力依頼を行うこととする。 また、令和７年４月の本協定への協力依頼文に、協定内容の改善要望等について意見を求める内容を盛り込み、社会情勢の変化に応じて協定内容を見直すことができる体制を構築した。
(監査意見９) 【個別連携協定】 (１) 連携協定の実績・成果等の状況 連携協定の相手方は、株式会社等の民間企業が最も多く、次いで大学等の教育機関、各種団体となっている。 監査対象の19協定中９協定が相手方からの提案または働きかけによる。監査対象のうち大学等（７協定）についての選定理由は、県外に進学している県内出身学生が多い大学等であり、鳥取県へのＵターン就職を促進するための情報発信にメリットがある。 そのほかの民間企業等については、地域貢献に対する評価や県産品の販路拡大、県の地域振興・産業振興に資すること等、様々な理由となっている。 いずれの協定も特定の課題に対して連携・協力を行うことを目的として相手方を選定しており、県と相手方が協力して事業を行ってい	【人口減少社会対策課】 担当者及び所属が協定に対して認識不足であった。 就職支援協定を締結している大学、ふるさと鳥取県定住機構等と一層連携し、大学等の学部や地域特性等に応じた工夫により、本県出身学生のＵターン就職に向けた取組を強化していく。 【医療・保険課】 平成30年度に当該就職支援協定を締結し、これまで個々の事業を企画・実施するごとに意見交換・情報共有等の取組を行ってきたところである。一方で、大学から県内への就職状況が把握できていないなど、協定の効果が分析できていなかった面があった。 令和７年３月、大学と学生の動向などの意見交換を行い、県内への就職状況について情報提供いただくことを了承いただいた。今後は、これらの情報を活用し、引き続き大学と連携し、薬学生のニーズに

令和４・５年度行政監査の結果に基づき講じた措置

監査意見	講じた措置
る。 大学等との就職支援協定は、県出身者のいる多くの大学と協定が締結されており、学生やその保護者に対して県内企業等の就職に関する情報提供やＵターン就職促進のためのイベント等が行われている。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、ここ数年はイベント実施が困難な状況もあったがオンライン開催等の工夫もされている。県内への就職の状況は、中国地方は過半数の学生がＵターン就職をしているのに対し、関西は約30パーセント、関東は約25パーセントとなっている。また、大学等によって県内就職への取組の度合いにも差がある。さらに、薬剤師等の理科系の学生の県内就職に向けた取り組みを一層進めていく必要性もある。 ついては、就職支援協定を締結している大学等と一層連携し、県出身学生のＵターン就職に向けた取組を進めていかれたい。また、Ｕターン就職の状況は、中国地方、関西、首都圏等の地域で差がみられることや、大学の取組に温度差があることから、協定事業の実施には、地域や大学ごとの特性に沿いきめ細やかにアプローチされたい。	沿いＩＪＵターン就職に向けた取組を充実させていく。
(監査意見10) 高校生に対するキャリア教育充実を図る協定には、多数の県内企業が参加していただき、取組も着実に増加し、多くの職場体験や全ての高校への講師派遣等が行われ、高校生のふるさとへの関心や理解を深めることに寄与している。 ついては、取組をさらに進め、将来の鳥取県の人材確保が図られるよう努められたい。	【高等学校課】 キャリア教育推進協力企業との連携について、各学校に周知し、連携の推進を図り、地元定着に向けて取り組んでいるところ。令和６年度は総合的な探究の時間等において、生徒が事業所訪問を行うといった取組をした学校もあり、活用が進んだ。 各学校宛てに、キャリア教育推進協力企業一覧を令和６年２月に通知。各企業の連絡先を提示することで学校から企業への連絡がし易いように配慮した。また、令和６年４月の県立校長会では、各学校長へキャリア教育推進協力企業の業種別一覧を配付し、高等学校課長からキャリア教育推進企業との連携の推進を依頼した。 また、一覧は高等学校課ホームページに掲載している。 今後も企業訪問の機会に生徒と若手職員との意見交換等の場を設けていただくよう、一層働き掛けていく。
(監査意見11) (２) 連携協定の実効性の確保の取組 実効性を確保するための意見交換やニーズ把握は、それぞれの協定による方法で行われている。 県外大学等との就職支援協定では、公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構のコーディネーターが定期的に訪問、意見交換を行い、県の所管する機関とも情報を共有している。	【高等学校課】 キャリア教育協力推進企業認定制度については、他の部局や関係する経済団体などとの情報共有が不足していた。 令和６年３月19日に、県内経済団体、鳥取労働局、県こども家庭部、県商工労働部、県高等学校長協会及び県私立中学高等学校長会の各関係機関を招いて鳥取県高等学校就職問題検討会議を開催した。この会議で、キャリア教育協力推進企業認定制度につ

令和４・５年度行政監査の結果に基づき講じた措置

監査意見	講じた措置
企業等との連携でも必要に応じて意見交換が行われており、協定の目的を実現するためのアクションプランを作成し取り組まれているところもある。 併せて、関係機関との連携や情報共有も図られているが、キャリア教育協力推進企業認定制度については、他の部局や関係する経済団体などとの情報共有が不足していた。 については、若者定着政策を担当する部局や労働雇用政策を担当する部局、中小企業の雇用等に関係する経済団体との連携を一層図られたい。	いての情報を共有した。また、高校生が事業所について理解を深め地域について考える機会について、各高等学校に対して、推進企業連携事業の実施時期等にかかる需要調査を行い、その結果も共有した。 令和６年度は、若者のＵターン・定住を促進するために設けた「とっとり若者Ｕターン・定住戦略本部」に於いて若者定着政策を担当する部局や企業の雇用等に関係する経済団体と連携を図り、高校生が事業所について理解を深めるとともに、地域について考える機会を増やす方策等を検討する会を行うなど、関係者との連携を一層図った。
(監査意見12) (3) 連携協定締結による民間企業等との連携・協力についての課題の把握と対応状況 大学等の就職支援協定については、双方ともに特段の課題は認識されていない。しかし、薬剤師等の理系学生の県内就職数が少ない状況が続いている。 については、協定相手方の大学等との連携を深めるとともに、理系学生の就職促進に向け、さらなる対策の検討を図られたい。	【人口減少社会対策課】 担当者及び所属が協定に対して認識不足であった。 就職支援協定を締結している大学、ふるさと鳥取県定住機構等と一層連携し、大学等の学部や地域特性等に応じた工夫により、本県出身学生のＵターン就職に向けた取組を強化していく。 【医療・保険課】 平成30年度に当該就職支援協定を締結し、これまで個々の事業を企画・実施するごとに意見交換・情報共有等の取組を行ってきたところである。一方で、大学から県内への就職状況が把握できていないなど、協定の効果が分析できていなかった面があった。 令和７年３月、大学と学生の動向などの意見交換を行い、県内への就職状況について情報提供いただくことを了承いただいた。今後は、これらの情報を活用し、引き続き大学と連携し、薬学生のニーズに沿いＩＪＵターン就職に向けた取組を充実させていく。
(監査意見13) 企業等との協定については、新型コロナウイルス感染症の影響による活動への影響はあったが、県の担当機関が協定自体に対する課題を認識していないものもあった。 については、連携協定相手方との情報共有や課題認識に一層努められたい。	【農地・水保全課】 地域課題等は随時把握しているものの、直近の情報について一部把握していないものがあった。 協定事務局や関係機関に連絡を取り、活動経過や課題を確認した。